

日本資本主義の確立と横浜正金銀行の経営制度

菊 池 道 男

〈目 次〉 序——問題の所在

- I 概 観
- II 人 事
- III 原 資
- IV 融 資
- V 為 替
- 結 語

序——問題の所在

後発した日本の資本主義は 1890 年代、綿糸紡績業を中心とした近代的諸産業の発展のなかで確立する。同時に、「富国強兵・殖産興業」の国策による国家的主導のもとに急速な発展と確立をとげた日本資本主義にとって、日清戦争とその勝利は、金本位制の成立を果たし、東アジアにおける帝国主義的進出の契機の一端をなすこととなった。

この間の横浜正金銀行（以下、正金銀行と略す）は、日本の資本主義の成立期に引き続き輸出の増進、正貨の吸収、また日清戦争後には清国からの賠償金の回収（送）業務などにあたり、いずれも明治政府の財政・金融政策に対応して重要な役割を担うこととなった。

この場合、正金銀行の経営事情をみてみると、まず日本資本主義最初の 90 年恐慌に加え、その後の為替相場の変動などの影響のもとに経営危機に陥ることとなる。こうした事態のなかで経営方針をめぐり内紛が生じたが、正金銀行は政府・日本銀行の支援のもとに綱紀粛正の徹底、人事改革の断行、正金銀行経営方針の確定、経営諸改革を強力にすすめ、その結果、およそ 2 年ほどでこの危機を脱することとなった。日清戦争後の正金銀行は、日本銀行代理店として賠償金の回収業務にあたるなど国内・外の信用を増大させると同時に、金本位制の実施にあたり新たに経営方針を改正し、国家的支援のもとに特殊（貿易・為替）金融機関としての役割を担い、ここに国際的な地位の向上を果たすこととなったのである。

以上、ここでは日本の資本主義の確立期における正金銀行の経営制度をとりあげ、この間正金銀行が果たした対外的金融（貿易・為替金融）の具体的業務（機能）とその展開を規定した諸条件を解明することとする。このことが本稿の課題である。

I 概 観

1880 年代後半以降の日本資本主義は、紙幣整理の進行、貨幣・信用制度の整備の進展と同時に、物価下落、輸出伸張、正貨流入などを条件として鉄道・紡績・鉱山などの事業において企業勃興を迎へ、資本家の生産方法の確立に向け発展をみることとなった。

この場合、企業勃興の主導的役割を演じたのは綿紡績業であったが、この企業勃興は、その後株式投機の反動、資金の吸収、貿易逆調（凶作による米穀物輸入増）などを相乗させ、一転して金融逼迫の状態を招くことになり、1890（明治 30）年、日本経済は資本主義最初の恐慌に見舞われることとなった。これに加えて同年 8 月、アメリカの銀買上げ政策の実施を契機とした銀価暴騰⁽¹⁾（第 1 表）、外国為替相場の上昇などの影響のもとに生糸輸出を急減させ、その反動として貿易逆調を増幅させ、これがさらにこの恐慌をあおる結果⁽²⁾となった。この恐慌は、その後国内的には政府・日本銀行の金融対策、

第 1 表 金銀価格比較高及びロンドン銀塊相場

年 次	金に対する銀比例	ロンドン相場 (平均価格)
1887 (明治 20) 年	21.13	44 11/16
1888 (昇 21)	21.99	42 7/8
1889 (昇 22)	22.10	42 11/16
1890 (昇 23)	19.76	47 3/4
1891 (昇 24)	20.92	45 1/16
1892 (昇 25)	23.72	39 3/4
1893 (昇 26)	26.47	35 9/16
1894 (昇 27)	32.56	28 15/16
1895 (昇 28)	31.61	29 13/16
1896 (昇 29)	30.65	30 13/16
1897 (昇 30)	34.34	27 9/16

(注) 明治財政史編纂会編『明治財政史 第十一巻 通貨(一)』、吉川弘文館、昭和47年、552-559頁。

H. M. Bratter, Silver Market Dictionary, 1933, p. 114
より作成。

第2表 兌換銀行券発行高と正貨・保証準備内訳 (単位:千円)

兌換銀行券 年末発行高 (A+B)	準備の内訳						
	正貨 準備 (A)						
	金	貨	金	地	銀	貨	銀
1885(明治18)年	3,956	0	0	3,311	0	0	3,311
1886(19)	39,550	62	233	23,560	0	0	23,855
1887(20)	53,455	62	583	30,935	0	0	31,580
1888(21)	65,771	72	14,680	30,245	26	26	45,023
1889(22)	79,109	52	25,499	31,784	74	74	57,409
1890(23)	102,932	30	24,964	19,549	80	80	44,623
1891(24)	115,735	50	27,239	29,852	6,038	6,038	63,179
1892(25)	125,843	0	21,806	41,469	17,883	17,883	81,158
1893(26)	148,663	0	21,806	40,459	23,664	23,664	85,929
1894(27)	149,814	0	32,345	22,609	26,764	26,764	81,718
1895(28)	180,337	0	31,511	18,910	9,950	9,950	60,371
1896(29)	198,314	0	90,936	18,972	22,822	22,822	132,730
1897(30)	226,229	63,325	33,588	1,348	0	0	98,261

各 公債証書 大 藏 省 券	準備の内訳						兌換銀行 券発行高 に対する 正貨準備 の割合 $\frac{A}{A+B}$ (%)	年未制限 外発行高	兌換銀行 券年平均 発行高			
	保証準備 (B)											
	政府証券	証券	商業手形	小計	A	B						
1885(明治18)年	645	0	0	0	0	645	83.7		3,782			
1886(19)	11,087	0	0	4,608	0	15,695	60.3		20,414			
1887(20)	16,571	0	0	5,304	0	21,875	59.1		45,249			
1888(21)	13,872	2,420	3,106	1,350	0	20,748	68.5		54,593			
1889(22)	15,867	0	0	4,732	1,101	21,700	72.6		68,493			
1890(23)	13,476	0	22,000	5,732	17,101	58,309	43.4		81,587			
1891(24)	16,082	0	22,000	3,124	11,350	52,556	54.6		103,843			
1892(25)	11,000	0	22,000	0	11,685	44,685	64.5		111,317			
1893(26)	17,621	0	22,000	3,800	19,313	62,734	57.8		129,733			
1894(27)	17,905	0	32,000	4,500	13,691	68,096	54.5	4,198	139,588			
1895(28)	19,425	0	63,500	16,000	21,041	119,966	33.5	55,083	143,713			
1896(29)	17,907	0	22,000	11,000	14,677	65,584	66.9		168,214			
1897(30)	33,107	0	22,000	31,000	41,861	127,968	43.4	47,313	189,368			

(注) (1)後藤新一『日本の金融統計』、東洋経済新報社、昭和45年、15-16頁。

(2)原資料は、大蔵省編『明治大正財政史 第13卷』、財政経済学会、昭和14年、326-329頁。

大蔵省理財局編『金融事項参考書』(昭和4年調)、昭和4年、25-30頁。『金融事項参考書』(昭和17年調)、昭和17年、6-7頁。朝日新聞社編『日本経済統計総覧』、朝日新聞社、昭和5年、356頁。

投機の終息、泡沫企業の整理、米の豊作と、国際的には 93(明治 26) 年 6 月、⁽³⁾ インドの幣制改革(銀貨自由鑄造の廃止)にともなう銀価の急落などの条件のもとに沈静化し、日本経済はほどなく輸出超過に転じ、第 2 表のように正貨準備の増加、金融緩慢傾向のなかで景気も上向くこととなった。かくして日本経済は、景気の回復が加速されるところであったが、しかし 94(明治 27) 年 8 月、⁽⁵⁾ 日清両国の武力衝突という情勢のなかで中断されるにいたつた。

日清戦争終結後、三国干渉、さらにはシベリア鉄道の完成を間近にひかえたロシアおよび歐州列強の極東アジアへの政治的・軍事的進出を背景として、明治政府は第 3 表のように「軍備拡張」・「殖産興業」を中心とした戦後

第 3 表 日清戦後財政 10 年計画(明治 29~38 年度)の特別計画

(単位:千円、%)

歳 出		歳 入	
軍 事 費	陸軍拡張費	162,473(29.0)	増税 賠償金繰入れ 公債募集金 一般歳入繰入れ等
	海軍拡張費	145,571(26.0)	
	威海衛・台灣費	27,500(4.9)	
	軍人恩給	3,538(0.6)	
	軍事・軍備公債費	104,389(18.6)	
	小計	443,471(79.1)	
事 業 拡 張 費	製鉄所設立	4,096(0.7)	
	鉄道建設・改良	27,731(4.9)	
	電話交換拡張	12,802(2.3)	
	事業公債費	20,987(3.7)	
	小計	65,616(11.7)	
そ の 他	農業銀行資本補助	10,000(1.8)	
	興業銀行利益補助	3,750(0.7)	
	専売起業費	12,214(2.2)	
	増税徵集費	12,654(2.3)	
	賞勲年金	9,402(1.7)	
	借入金利子	3,250(0.6)	
小計		51,270(9.2)	
合計		560,359(100.0)	合計 560,359(100.0)

(注) 明治財政史編『明治財政史 第三卷』、吉川弘文館、昭和 16 年、830 頁。

政策を展開することとし、この財源を増税および清国からの賠償金（英貨3800万ポンド〈3億5800万円〉）を償金特別会計に受け入れ（96（明治29）年3月公布、法律第6号）、これにあてることとした。こうしたなかで日本経済は、紡績・鉄道・石炭などの業種で新たに企業勃興を迎えることになり、めざましい発展の契機を得た。とりわけ紡績業は、輸入超過に苦慮する政府の輸出奨励策の支援のもとに、綿糸をもって清国（銀本位国）へ進出し、輸出産業としてのみならず、産業資本としての綿糸紡績業の確立を果たすこととなつた。⁽⁶⁾ この間の輸出入貿易は、生糸・綿織糸・絹織物・石炭・製茶などを中心とした輸出に対して、輸入は米及穀・棉花・砂糖・綿織物・毛織物・鉄・機械類などを大宗としていた。⁽⁷⁾

ところで銀価低落と輸入品の高騰という情勢変化のなかで、これまでその利害関係から銀本位制に執着していた紡績業は、生産設備の高度化、原綿輸入の切替（清国からインド・アメリカ棉へ）をせまられるにいたったことから、むしろ金本位制を望むこととなった。96年9月、政府はロンドンで受領する清国からの賠償金を日本銀行預け金とし、日本銀行はこれを在外正貨として正貨準備に繰り入れ（第2表）、金本位制の実施に必要な基金として銀行券を発行することとした。かくして97年3月、金本位制の成立基金の問題に決着がついた政府・大蔵省は、貨幣法を公布し、日本銀行券の銀貨兌換を金貨兌換に改め、10月、金本位制を成立せしめることとした。

ともあれ、これによって日本資本主義は、産業資本の確立を果たすと同時に、欧米列国と世界市場において角逐しうる段階に到達することになったの⁽⁸⁾である。

この間正金銀行は、条例の改正をもって政府の特別監督のもとに業務運営の強化が図られると同時に、貿易・為替金融業務の資金源の問題が浮上することとなった。

すなわち正金銀行は、89（明治22）年2月、条例改正によって大蔵省の監督強化と保護・育成をうける一方、91（明治24）年3月、綱紀粛正の徹底、さらに人事改革を断行し、これ以降、政府・日本銀行と協調、関係改善を促

進することとなった。こうしたなかで正金銀行は、開業以来貿易・為替金融業務の主要な資金を政府・国庫「準備金」からの「御用外国荷為替制度」による資金・預入に依存していたが、89年3月、この制度が廃止されることとなり、このため正金銀行は、ただちに政府・大蔵省へ日本銀行との特別契約の拡大を希望・陳情し、後でみるように10月、日本銀行との間に「⁽⁹⁾外国為替手形再割引」契約を結んだ。そしてこの制度のもとに外国為替資金の融通を受け、業務を継続することとなったが、ここで新たに外国為替の売買損益を自ら負担することとなった。

かくして90年恐慌につづく世界的な金銀比価の変動（第1表）のなかで正金銀行は、為替取組業務、貸付業務において大きな損失を生じ、ただちに経営不振に陥ることとなった。その後、綱紀の肅正をすすめるなかで正金銀行は自らを外国為替銀行とする方針を確定し、ここに不健全な財務の整理を強行する一方、他方で為替取扱の方法の改革をすすめた結果、93（明治26）年6月のインドの幣制改革にともなう銀価急落の際には、為替相場の変動による損失をまぬがれることができた。⁽¹⁰⁾

日清戦争後、人事をめぐって正金銀行は、とりわけ首脳人事については日本銀行総裁の推薦をもって決定することとし、日本銀行との協調、協力関係の強化が図られることとなった。そして正金銀行は、95（明治28）年8月、日本銀行との間に「⁽⁹⁾外国為替手形再割引制度」および当座借越の充実（増額）につづいて翌96年3月、増資を図り、これに加えて賠償金回収に関わる政府寄託金の為替資金としての融通などから、為替運用資金を増加させることとなった。一方、資金運用面において正金銀行は、日清戦争前の反省から信用・安全性を重視する経営方針に基づき、国内・外商の区別なく貸付、手形割引を推進した結果、損失・滯り貸を減ずることとなった。また軍備拡張を中心とした戦後政策の財源に清国賠償金をあてるとした政府の方針に対応して、正金銀行は96（明治29）年3月、ロンドン支店に日本銀行の代理店を開設し、賠償金の回収（送）業務にあたると同時に、この運用をとおして為替業務の拡張を図ることとなった。そしてこれに加えて、同年9月、政

府の金本位制の採用方針にこたえて、正金銀行は日本銀行の代理店として金塊・金貨・英ポンドの取寄業務を担当し、これらの業務遂行の結果、国内・外において信用を増大させ、有力な為替銀行として認められることとなった。

かくして97（明治30）年10月、正金銀行は金本位制の実施にともない金貨国と銀貨国（清國）の為替変動を考究し、ここにその損失予防策を含めた営業方針を改正し（97年7月「改正営業方針要領」），信用・安全性を重視した貸出、手形割引、為替取組等の業務を展開することとしたのである。⁽¹⁾

[注]

- (1) アメリカ政府は、1890年6月「シャーマン銀買上法（Sherman Silver Purchase Act）」を制定し、銀の購入量を増加させ、金銀複本位制の導入を図ったため、世界の金銀比価が反騰したが（1890～1891年），その後恐慌の発生と展開のなかで低落傾向に転じ、93年10月同政府はこの法の廃止を決定した。
- (2) 楠西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の発展 I』、東京大学出版会、1957年、16-21頁。
- (3) これに関しては、G. B. Jathar & S. G. Beri, Indian Economics, vol. II, 1939, chap. VII. VIII. 東亜研究所訳『印度の通貨と為替』、同、1940年. J. M. Keynes, Indian Currency and Finance, London, 1913; 則武保夫・片山貞雄訳『ケインズ全集第一巻 インドの通貨と金融』、東洋経済新報社、1977年. 竹内幹敏「インドの通貨政策と金為替本位制」、『経済研究』（一橋大学経済研究所編）、第32巻第2号、1981年4月、などを参照されたい。
- (4) 政府・大蔵省（渡辺国武・大蔵大臣）は、この間の急激な金銀比価の変動をうけて、93年10月貨幣制度調査会を設立し、銀価の低落の原因・結果および日本経済への影響、幣制改革の可・否など攻究・審議し、これに対応することとした。この場合の審議等の詳細は、鈴木武雄『円』、岩波書店、1963年、118-121頁。楠西他、上掲書、186-187頁。加藤俊彦「日本における金本位制度の成立」、『文化史研究』第二集、1948年、96-97頁、などを参照のこと。
- (5) 加藤俊彦『本邦銀行史論』、東京大学出版会、1957年、89-90頁。
- (6) 楠西他、上掲書、64-74, 208-210頁。
- (7) 拙稿「日本資本主義の形成過程と横浜正金銀行」、『中央学院大学論叢』第18

卷第2号, 1983年12月, 132-134頁(第12・13・14表).

- (8) 以上, 楠西他, 上掲書, 13, 187-189頁. 加藤, 上掲『本邦銀行史論』97-98頁. 斎藤寿彦『金本位制下の在外正貨』, 国連大学, 1981年, 13-23頁, などを参照.
- (9) 横浜正金銀行『横浜正金銀行史』, 西田書店, 昭和51年, 108-119頁. 東京銀行『横浜正金銀行全史 第二巻』, 東洋経済新報社, 昭和56年, 62-66頁.
- (10) 横浜正金銀行, 上掲書, 120-132頁. 東京銀行, 上掲書, 67-69頁.
- (11) 横浜正金銀行, 上掲書167-198頁. 東京銀行, 上掲書76-85頁.

II 人事

以上, 概観したように1890年代の正金銀行はこの間の世界・アジア情勢のもとに経営が安定せず, 経営制度の整備・改革が迫られることとなったが, これが同時に政府の財政・金融政策の一環としてその支援のもとにつすめられることとなった.

まず, 正金銀行をめぐる人事面についてみてみたい.

設立以来, 正金銀行は大蔵省の監督を受けていたが, 1887(明治20)年の正金銀行条例の制定時に官選取締役制度が廃止された. このため正金銀行(原六郎・頭取, 第百国立銀行頭取, 鳥取藩出身)は, その後政府へ特別監督の請願をつづけていたが, 89(明治22)年2月, 政府はこれを受け入れ正金銀行条例が改正(89年2月6日公布, 勅令第10号, 6月1日施行)されることとなった. この改正によって正金銀行は, 正金銀行取締役の大蔵大臣の許可制, 監理官の派遣など大蔵省の正金銀行に対する監督権の強化が図られ, これにしたがって同年4月, 正金銀行の初代監理官として鈴木利亭・大蔵省書記官が任命され, 正金銀行の保護・育成が促進されることとなった. そしてこれに加えて正金銀行は, 「御用外国荷為替制度」の廃止後の為替資金が正金銀行の利害にとどまらず, 外国銀行の専横の再来をもたらすなど日本経済上の大問題であるとし, この解決の善後策を政府・大蔵省に陳情した. 6

月、これをうけて松方正義・大蔵大臣（薩摩藩出身）は、正金銀行を日本銀行の責任代理店とし外国為替業務を取扱わせ、そして正金銀行に低利資金を供給することとし、これを日本銀行に要請した。ところが日本銀行総裁・富田鉄之助（仙台藩出身）はこの方針に抵抗し、ここにいわゆる松方・富田論争が展開されることとなった。この結果、9月13日、富田は日本銀行総裁を辞任し、その後任には川田小一郎（三菱財閥、土佐藩出身）が就任し、翌10月、原頭取は川田・日本銀行総裁との間で「⁽¹⁾外国為替手形再割引」の契約を締結し、ここにこの制度をとおして低利資金の供給を受けられることが可能となった。と同時に、これ以降正金銀行の本店支配人は日本銀行総裁が指名するという条件が附けられることとなった。

しかし、この論争を契機としていわゆる「反藩閥派」大株主は、正金銀行と日本銀行との関係不良、正金銀行の官庁的性格および営業成績の低迷、金銀比価の変動による損失、国内・外の恐慌にともなう取引先の破産（損失・滯り貸）などを理由として、原頭取の辞任、株主臨時総会の開催を要求する運動を展開した。この結果11月、原は頭取辞任を固め、この後任に国際金融に明るい園田孝吉（ロンドン領事、薩摩藩出身）を推薦し、この危機に対応することとし、これを松方・大蔵大臣の了承を得ると同時に、園田の入行内諾を得ることとなった。かくして90（明治23）年3月、正金銀行は株主定期式総会を開催し、ここで取締役の選挙を実施することとした。この場合、取締役候補者11名中「藩閥派（系）」8名（木村利右衛門〔横浜・商人〕、桜井恒次郎〔横浜・商人〕、若尾免平〔横浜・生糸売込商〕、外山脩造〔大阪・商人〕、毛利元昭〔東京府・士族〕、相馬永胤〔彦根藩出身〕、原六郎、園田孝吉）が当選し、「反藩閥派（系）」の3名（加藤恒〔東京府・士族〕、肥田景文〔東京府・士族〕、牟田口元学〔東京府・士族〕）が落選となり、取締役互選の結果、園田が頭取に選出されることとなった。そして原の頭取辞任と同時に園田が第5代正金銀行頭取に就任し、選出された取締役に調査員（柏村信、肥田景文）を加えた役員構成で運営にあたることとなった。⁽³⁾

しかしながら、その後の90年恐慌以降、正金銀行の経営は、依然として

低迷状況（利益の減少、役員賞与金の減少など）にあったため、91（明治24）年初旬、「反藩閥派」株主は、再び正金銀行と日本銀行の関係改善（正金銀行の日本銀行依存からの脱却と正金銀行の独立を主張）を必要とする「正金銀行改革議案」を園田頭取へ提出し、正金銀行を国内金融機関化すると同時に、正金銀行経営に参画して株主の利益を守ろうとした。さらにこれと関連して3月10日、正金銀行株主定式総会において「反藩閥派」株主は、いわゆる利益至上主義に基づいて配当率の原案修正を主張したのに対し、園田頭取はこの主張を受け入れて修正を余儀なくされ、頭取の再選を果たしたもの、先行き多難の情況にあった。⁽⁴⁾その後においても「反藩閥派」株主は、中村道太頭取時代から引き続き勤務している行員と連係のもとに、正金銀行の経営の実権を獲得すべく索動を展開したのである。⁽⁵⁾

こうした情勢をみてとった松方・大蔵大臣は、大蔵邸に正金銀行の関係者（川田・日本銀行総裁、園田頭取、相馬承胤・原六郎取締役、大蔵省の鈴木・正金銀行監理官）を参集させ、この間の正金銀行の経営情勢などの討議を行った結果、園田頭取の続投と早期なる正金銀行の綱紀肅正の徹底と同時に、正金銀行内の反対派（「反藩閥派」）を一掃する人事改革案が作成された。まず3月30日、この人事改革案に基づき園田頭取は、正金銀行人事の改革を断行した。この場合、園田頭取は日本銀行との関係を重視して、日本銀行から小泉信吉を支配人として招き、これに加えて日本銀行行員（3名）を正金銀行行員に採用し、さらに副支配人として正金銀行ロンドン支店の山川勇木を召還する一方、中村等「反藩閥派」株主と結びついて行動していた行員（6名）⁽⁶⁾を解雇し、ここに日本銀行との親密な協調関係を図ることとした。

かくして正金銀行は、人事改革の断行につづいて自らを外國為替銀行とする方針を確定し、経営の安定化を図ることとしたが、92（明治25）年10月、撰州難の酒家銀行の破綻にともなう正金銀行神戸支店の滞り貸問題を契機として、正金銀行内部において、園田頭取と頭取復帰への意志の強い原取締役との間で対立が起こり、相馬取締役が中介・調整にあたるという事件があり、したがってこの間の正金銀行の業務運営は依然として低迷を脱する状況

になかった。そこでこうした事態に対応すべく、川田・日本銀行総裁は、93(明治 26)年 2 月、正金銀行の役員(園田頭取、原・木村・桜井・若尾・外山・相馬取締役)と日本銀行の重役を召集し、これに渋沢栄一の立合を得て、正金銀行役員の奮起と綱紀肅正の徹底、園田・原の紛争終結など正金銀行経営に関わる訓示を与え、園田体制を盛り立て正金銀行の安定的経営体制を築くことを強く要望したのである。⁽⁷⁾

日清戦争後の 95(明治 28)年 8 月、正金銀行は臨時取締役会を開催し、前年 12 月、病死した支配人・小泉信吉の後任人事を川田・日本銀行総裁に依頼することを決定した。これをうけて川田・日本銀行総裁は、高橋是清(日本銀行支店長、仙台藩出身)を正金銀行本店の支配人として、また毛利元昭取締役の辞任とともにう後任として山本達雄(日本銀行営業局長、三菱財閥、豊後臼杵藩出身)を日本銀行在勤のまま取締役としてそれぞれ推薦した。これによって、正金銀行と日本銀行との関係はより一層関係強化が図られ、正金銀行は園田頭取、木村・原・若尾・相馬・山本取締役と調査員(2名)で業務運営にあたることとなった。そして翌 96(明治 29)年 3 月、園田頭取は株主定式総会において取締役の定例改選にあたり、業務の増進を考慮して役員の増員を提議したが、この提議に沿って人事がすすめられた結果、高橋本店支配人が取締役に推薦され、高橋は本店支配人と取締役を兼務するかたちで業務にあたることとなった。これによって正金銀行の役員は、園田頭取、相馬・木村・山本・原・若尾・高橋取締役と新たに調査員として田島信夫・渡邊福三郎が加わり、経営の強化が図られるにいたったのである。

こうした経緯を経て 97(明治 30)年 3 月、山本達雄取締役が日本銀行理事への昇任のため辞任し、つづいて 4 月、園田頭取が不調を理由に辞任することとなり、正金銀行はこの場合も前例に従って日本銀行総裁に後任の人選を依頼することとした。これをうけて、日本銀行総裁・岩崎弥之助(96 年 11 月、川田の死去にともない就任、三菱財閥、土佐藩出身)は、相馬取締役を頭取に、そして高橋取締役兼本店支店長を副頭取にそれぞれ推薦し、ここに相馬体制(相馬頭取[第 6 代]、高橋副頭取、園田・木村・原・若尾取締役、調査員

(2名)がスタートすることとなったが、これ以降正金銀行の首脳人事には日本銀行側の意志が強く反映されるようになつた。⁽⁹⁾

ともあれ 97 年 5 月以降、正金銀行は、高橋副頭取を中心とした日本銀行との協調関係を基軸として、資金運用方針、正金銀行全体の経営方針および行内派閥の解消など、対外（貿易・為替）金融機関としての改革を実施に移すこととしたのである。

[注]

- (1) 日本銀行百年史編『日本銀行百年史 第一巻』、日本銀行、昭和57年、396 頁。東京銀行『横浜正金銀行全史 第二巻』、東洋経済新報社、昭和 56 年、63-65 頁。
- (2) この「反藩閥派」は、初代正金銀行頭取・中村道太（豊橋藩出身）を中心とした福沢諭吉の門下生からなる株主（加藤恒・岡村義昌・平沼専蔵・谷元道之・種田誠一など東京府・士族、横浜・商人）で構成されていた。なお、これに関しては原邦造編『原六郎翁伝 中巻』、1937 年、131-138 頁。荻野伸三郎『園田孝吉伝』、1926 年、164 頁、などを参照されたい。
- (3) 原邦造編『原六郎翁伝 上巻』、1937 年、144-148, 151, 155, 162-163 頁。東京銀行『横浜正金銀行全史 第六巻』、東洋経済新報社、昭和 59 年、194 頁。
- (4) 専修大学相馬永胤伝刊行会『相馬永胤伝』、専修大学出版局、1982 年、299 頁。
- (5) 小山伝三「中村道太と福沢諭吉——特にその交友関係に就いて」、神奈川大学『商経法論叢』XIII13-4、1963 年 2 月、104-110 頁。
- (6) 東京銀行、上掲書・第二巻、68-69 頁、原邦造編、上掲書・中巻、157 頁。
- (7) 専修大学相馬永胤伝刊行会、上掲書、318-319, 322 頁。
- (8) 横浜正金銀行、『横浜正金銀行史』、西田書店、昭和 51 年、179-180 頁。東京銀行、上掲書・第二巻、75 頁。東京銀行、上掲書・第六巻、195 頁。なお、高橋・本店支配人は、正金銀行入行後、行内派閥（相馬系、戸次系の二大派閥）の解消と人物養成（支店長級）のため役員採用の門戸拡大に努めることとなつた（高橋是清（上塚司編）『高橋是清自伝（下）』中央公論社、1976 年、88 頁）。
- (9) 東京銀行、上掲書・第二巻、77, 81 頁。東京銀行、上掲書・第六巻、195 頁。

III 原 資

この間の正金銀行の経営制度上の特質は、貸付・為替取組等の運営資金を「外国為替手形再割引制度」をとおした低利資金の供給、さらには賠償金の回収、保管・運用業務により調達することであった。

まず正金銀行は、すでにみたように世界的な金銀比価および為替相場の変動のなかで、貿易・為替金融業務に対応しうる資金の調達が大きな課題となつた。

すなわち正金銀行は、開業当初から「御用外国荷為替制度」により政府・国庫「準備金」から低利の資金の供給を受け、この資金をもって邦商の直輸出援助、正貨吸収・紙幣整理などの業務をとおして重要な役割を果たしてきた。しかし、1899（明治22）年2月、政府・大蔵省は、政府紙幣の消却の完了をもって、この「準備金」を紙幣交換基金特別会計に繰入れると同時に、同年3月、「御用外国荷為替制度」を廃止することを決定した。この制度の廃止は、直輸出による正貨吸収を主要業務としていた正金銀行にとっては、まさに為替運用資金の源泉の喪失であり、正金銀行自体の存亡に関わる問題のみならず、以前のように外国為替が再び外国銀行に専横されるような事態になっては日本にとっても重大な問題であるとし、松方・大蔵大臣に日本銀行との再割引資金の供給を陳情した。これをうけて6月、松方・大蔵大臣は従来どおり正金銀行の育成・強化の方針を堅持することとし、富田・日本銀行総裁に正金銀行所有の外国為替手形再割引により低利為替資金を供給すると同時に、正金銀行を責任代理店として外国為替業務に従事せしめることを勧めた。しかしながら富田・日本銀行総裁は、国際金融の消長が正貨準備に大きく影響することから、これを契機として日本銀行が自ら外国為替取組および正貨回収業務にあたるなど国際金融の調整権の把握を主張し（7月30日、政府・大蔵省に「為替方法案」を提出）、「⁽¹⁾外国為替手形再割引制度」に強く反対し、松方・大蔵大臣との間にさきに言及した論争を開拓することとなつ

(2)
た。

かくして同年 9 月、富田が辞任し翌 10 月、これに代って川田小一郎が日本銀行総裁に就任し、ここに正金銀行は日本銀行との間に「外国為替手形再割引」の契約を締結し（年額 1000 万円を限度、年利 2 %），この制度を利用して第 4・5 表のごとく多額の低利資金を得て、外国銀行に対抗して外国為替業務に専念しうることとなった。また両行の業務分担（日本銀行は国内業務、正金銀行は海外業務）もここに明確化されることになった。これでひとまず正金銀行は、この制度をとおして政府の資金援助をうけることになったが、他方では、これを契機に為替損益を自行の責任で負担することが新たに加わることになった。⁽³⁾ なおこれに加えて 91（明治 24）年 5 月、正金銀行は日本銀行との間に当座借越勘定（限度 200 万円、年利 2 %）を締結し、この便宜を得て、得意先の外国荷為替の買入の際の為替前貸資金として充当することとした。⁽⁴⁾

日清戦争終結後の 95（明治 28）年 8 月、正金銀行は先にみたように高橋是清の正金銀行入行を契機に日本銀行との間で「外国為替手形再割引制度」の限度額の変更（1000 万円から 1500 万円に増額）と当座借越の限度額の変更（200 万円から 400 万円に増額）を図り、さらに為替業務の拡大を促進することとした。また正金銀行は、96 年 2 月、政府が清国賠償金については償金特別会計法に基づき日本銀行にすべて寄託することを通達したのをうけて、日本銀行との間に「在倫敦代理店寄託金保管出納事務取扱順序」を締結し、この寄託金の保管、出納事務取扱いをロンドン支店が日本銀行代理店として担当することになった。翌 3 月、正金銀行はロンドン支店に日本銀行の代理店を開設し、日本銀行・監理官の監督のもとにこれらの業務の遂行にあたる一方、業務拡張に対応して資金の欠乏感の払拭、事業と資金力の不均衡の解消を図るべく、第 5 表のように資本金の増資（600 万円から 1200 万円へ）を行った。⁽⁵⁾

そしてさらに同年 5 月、正金銀行ロンドン支店は日本銀行との間に賠償金回収およびロンドンにおけるその運用について契約を締結し、日本銀行から

第4表 檢定正金銀行主要勘定一覽表 (1889(明治22)～1898(明治31)年)

年次	国内支店 出張所數	国外支店 分店數	公資 本 額	私資 本 額	諸種立 金	純益 金	配當 金	預 金	賄貸付 金	割引手形
1889(明治22)年	1	4	6,000	4,500	3,905	344	720	7,143	4,891	438
90(23)	1	4	6,000	4,500	3,767	725	720	4,732	4,643	2,126
91(24)	1	4	6,000	4,500	3,948	1,075	630	5,496	4,551	2,433
92(25)	1	5	6,000	4,500	3,550	1,110	630	2,743	4,136	1,407
93(26)	1	6	6,000	4,500	3,813	949	630	7,573	5,913	2,397
94(27)	1	7	6,000	4,500	4,054	1,047	675	11,002	4,846	2,957
95(28)	1	7	6,000	4,500	4,337	1,108	675	13,051	4,395	4,286
96(29)	1	8	12,000	6,000	6,118	1,281	741	10,186	8,697	6,033
97(30)	1	8	12,000	9,000	6,798	3,738	2,681	36,134	4,912	9,314
98(31)	1	8	12,000	10,500	7,403	2,489	1,463	40,612	20,669	12,727

利付為 着手形	買為替 着手形	壳為替 着手形	發行 銀行券	借入 金	再割引 手形	預 金	所 有 憑 證	現 金 地 金 額	出 金	年 次
—	14,369	3,802	—	1,433	7,819	1,327	1,890	6,119	433	89
—	9,063	2,312	—	517	8,984	1,030	2,023	3,408	443	90
—	8,399	3,201	—	2,787	8,162	843	4,214	11,341	485	91
1,771	5,770	415	—	5,837	9,809	1,285	6,914	11,153	694	92
2	12,558	440	—	4,404	12,394	1,285	5,459	3,342	714	93
—	15,385	1,590	—	3,445	9,045	2,334	5,029	3,230	1,043	94
—	25,931	5,001	—	6,155	14,259	2,335	5,580	3,496	1,182	95
—	34,182	5,389	—	21,671	18,639	4,921	10,910	2,292	2,362	96
—	54,194	12,312	—	4,727	20,073	4,407	12,740	2,535	2,832	97
9,581	63,190	20,123	—	3,294	34,963	5,392	14,527	2,856	3,597	98

(注) 東京銀行『横浜正金銀行全史 第六卷』、東洋経済新報社、昭和59年、398-399頁。

第5表 横浜正金銀行（本店）外国為替手形再割引高

(単位：千円)

	1ヵ年再 割引総高	同決済高	年末現在高
1889（明治22）年	8,052	1,440	6,612
1890（〃23）	18,686	16,314	8,984
1891（〃24）	18,006	18,828	8,162
1892（〃25）	19,039	17,392	9,809
1893（〃26）	17,313	17,741	9,381
1894（〃27）	15,340	19,671	5,050
1895（〃28）	12,563	9,105	8,508
1896（〃29）	35,469	32,849	11,128
1897（〃30）	21,180	21,712	10,596
1898（〃31）	93,641	69,274	34,963

(注) 大蔵省編『明治大正財政史 第15巻』、財政経済学会、昭和13年7月、127頁。

政府寄託金（英貨100万ポンドを限度、無利息）を預り、この資金を回送事務（金銀塊・金貨の現送と為替手段など）に運用する一方、後にみるように各方面に為替業務の拡張を図った。また97（明治30）年3月、正金銀行ロンドン支店は、日本銀行を通じて政府寄託金（英貨100万ポンド、年利2%）を為替資金として融通をうけてきたが、このうち30万ポンドは同支店の支払為替資金へ、残り70万ポンドは本邦輸入品（汽船、鉄道用品など殖産興業向）の買為替資金に向けられることとなった⁽⁶⁾（第6表）。かくして正金銀行は、「外国為替手形再割引制度」に加え、為替運用資金を飛躍的に増加させ、こうした信用増大を背景として積立金の増加につづいて預金も激増するにいたったのである（第4表）。

ところでこの間、正金銀行は賠償金の回送に努めてきたが、同年9月、政府は領収済みの賠償金回送が一段落したことを理由として、寄託金（英貨100万ポンド）の清算・返済を正金銀行に命じてきた。正金銀行は、この寄託金をアジア方面の為替取組に運用していたため、ここで返納という事態になれば資金の欠乏はもちろんのこと、業務の縮小を余儀なくされることとなる。そこで正金銀行は、ただちに日本銀行を経由して政府・大蔵省に寄託金返納に関する善後策を陳情した結果、政府は正貨流出防止のためにもここで

第6表 債金特別会計の国内における受払い高
(単位:千円, %)

明 治	29年~32年	33年~36年	合 計
ロンドンより回収 うち	541,069(84.2)	67,231(98.6)	608,300(85.6)
金貨・金銀塊回送 為替による回収	139,551(21.7) 183,044(28.5)	10,217(15.0) 6,621(9.7)	149,768(21.1) 189,665(26.7)
各省経費支払代金 預け合による借入金	122,085(19.0) 99,845(15.5)	50,393(73.9)	172,478(24.3) 99,845(14.1)
運用利益等	1,751(0.3)	955(1.4)	2,706(0.4)
その他とも計	642,664(100.0)	68,186(100.0)	710,850(100.0)

(払出し)

債金特別会計歳出 英貨手形買入れ	279,294(45.5) 19,963(3.2)	64,760(69.0)	344,055(48.6) 19,963(2.8)
預金部保有国債買戻し		14,078(15.0)	14,078(2.0)
国債募集金繰替貸	24,451(4.0)	10,821(12.3)	35,271(5.0)
英貨代り金支払い	105,731(17.2)	1,082(1.2)	106,814(15.1)
円銀交換・銀塊引受け	81,429(13.3)		81,429(11.5)
預け合の借入金返済	99,845(16.3)		99,845(14.1)
勧業債券応募	3,686(0.6)	△2,063(△2.2)	1,623(0.2)
興業債券応募		1,521(1.6)	1,521(0.2)
その他とも計	614,400(100.0)	93,841(100.0)	708,241(100.0)

(注) 明治財政史編纂会編『明治財政史 第二巻』、吉川弘文館、昭和16年、709-710頁。

改めて日本銀行に定期預金（英貨100万ポンド、年利1%）を行なうこととし、日本銀行はこの預金をそのまま正金銀行に預け入れる、という方法によって処理することとなり、この寄託金返納問題はひとまず先送りされ、99(明治32)年7月をもって完了することとなった。⁽⁷⁾その後、正金銀行は賠償金の回送を促進させ、金本位制の施行までにはそれに必要な地金の準備が整うこととなり、先にみたように97(明治30)年10月、金本位制が成立するにいたった。

かくして金本位制の成立後、正金銀行は政府の一円銀貨の整理（銀貨処分）に対応して、ロンドン銀塊相場および上海・香港等の金融状況をみはからつ

て、政府が払下げた銀貨（3,337万円）を清国各地で取扱い売却することになった。この際、正金銀行は銀貨2,595万円を取扱い、残りは香港上海銀行、チャータード銀行などの外国銀行が取扱った。さらにまた、日清戦争後発達した本邦紡績業は、上海・香港の金融逼迫、本邦米作の凶作に基づく内外綿市場の大不況から経営危機に瀕することになった。そこで12月、政府は、大日本綿糸同業組合の懇請に対応して、資金（金300万円相当一銀塊、一円銀貨、無利息）を正金銀行上海支店に預け入れ、この資金の運用をもって支援することとしたのであった。

ともあれ、正金銀行は銀塊処分につづいて上海における綿糸紡績業者向け融資および為替資金を確保し、当面の業務を遂行することとなったのである。⁽⁸⁾

[注]

- (1) この論争は、これより先の1881（明治14）年9月、松方（大蔵大輔時代）が「財政議」において中央銀行設立にあたって外国為替部を置き、ここに正金銀行を吸收合併し、中央銀行に外国為替の売買を行わせるとしていた、ことにはじまる。1889（明治22）年6月、松方・大蔵大臣は、軍備の充実、外国品需要の増大にともなう国際収支の悪化・正貨流出を背景にして、輸出の奨励を強く打出すと同時に、正金銀行の外国為替手形を保護するため日本銀行を動員し、当面の戦争準備金（軍艦購入にともなう対外支払資金）の確保にあたることとした。

かくして松方・大蔵大臣は、外国為替売買操作は正金銀行にまかせ、日本銀行は正金銀行の売買操作を間接的に援助すればよいという方針の転換を図り、これにしたがって正金銀行の存続は日本経済の発展（「富国強兵・殖産興業」）にまさに不可欠であり、「御用外国荷為替制度」の廃止後においても正金銀行が為替業務を担当し、その資金は日本銀行から支出（供給）させるとした方針を示し、これがこの際の勧告となったわけである。

しかしながら同年7月、富田・日本銀行総裁は、この勧告に対し、一營利会社に資金を託して外国為替を取り扱わせるも国家の利益にならず、正貨・外貨準備等の業務は日本銀行自らの業務である、等々の意見書（「奉答卑見（7月20日）」、「為替方法案（7月30日）」）を松方・大蔵大臣に提出し、この勧告に断固反対し

た。これに対して松方・大蔵大臣は、日本銀行は再割引の機関であり、危険をともなう外国為替業務は正金銀行が行うべきこと、等々を告論した。こうした経緯の後の9月3日、富田は日本銀行総裁を辞任することになり、この論争に決着がつけられることとなったのである（東京銀行『横浜正金銀行全史 第二巻』、東洋経済新報社、昭和56年、63-65頁。日本銀行百年史編『日本銀行百年史 第一巻』、日本銀行、昭和57年、396、412-414頁。古沢紘造「条例制度以後の為替政策論争」、渋谷隆一編著『明治期日本特殊金融立法史』、早稲田大学出版部、1977年、108-110頁）。

- (2) 以上、吉野俊彦『我国金融制度の研究』、実業之日本社、昭和21年、317-318頁。加藤俊彦『本邦銀行史論』、東京大学出版会、1957年、77頁、などを参照。
- (3) 吉野俊彦、上掲書、321頁。
- (4) 横浜正金銀行『横浜正金銀行史』、西田書店、昭和51年、134-135頁。東京銀行、上掲書・第二巻、70頁。
- (5) 東京銀行、上掲書・第二巻、76頁。大蔵省編『明治大正財政史 第十五巻』、経済往来社、1957年、259-271頁。
- (6) 日本銀行百年史編、上掲書、531-533頁。東京銀行、上掲書・第二巻、80-81頁。
- (7) 東京銀行、上掲書・第二巻、77-82頁。
- (8) 東京銀行、上掲書、第二巻、85-86頁。

IV 融資

正金銀行の資金運用は、主に貸付、手形割引および為替取組などの業務に向けられてきたが、ここで取り上げる貸付、手形割引は全般的に比重が低かったものの、貸付先の破綻により損失・滞り貸を生じ、財務整理を余儀なくされるものとなった。

すなわち89（明治22）年10月、正金銀行は日本銀行との「外国為替手形再割引制度」を媒介として政府の低利資金の供給をうけ、この資金を直輸出業者等に融資し、貿易の振興・発展、対外市場の拡大を図り、正貨準備を促進し、一方「富国強兵・殖産興業」のための軍需品・機械材料の輸入を強力

に推進することとした。しかし、90年恐慌とその後の世界的な金銀比価の変動に際して正金銀行は、政府の「殖産興業」政策を支援して、苦況に遭遇した紡績業界の絹糸の海外輸出の融資（500万円限度）にあたったが、日本の為替相場の上騰を背景として多大な損失を被り、その欠損は150万円にも達した。こうした状況のもとで91（明治24）年3月、園田頭取は堅実經營に基づき、健全な財務の整理を実行することとし、まず初代頭取・中村道太の情実に基づいた巨額貸付金を訴訟をとおして決着させたものの、数万円の損失（分損）を被り、また第三十三国立銀行に対する貸付の場合はこれを滯り貸とみなし、準備金より補填することとした。⁽¹⁾これにつづいて同年5月、日本および清国で生糸の輸出を取り扱っていたアダムソンベル商会（英國）が、巨額の欠損をかかえて倒産に追い込まれ、この間長期信用手形の買入など信用を与えていた正金銀行は、この影響のもとに損失（50余万円）⁽²⁾を被り、この消却に数年を要することとなった。⁽³⁾

こうしたなかで同月、正金銀行は、日本銀行との間に当座借越契約を締結し、取引先が外国荷為替の買入れをする際、その振出人が荷物を買取って船積を終了するまでの間、この低利資金を外国為替当座貸として運用することとした。⁽⁴⁾しかしその後92（明治25）年10月、摂州難酒家銀行（同地酒造家の機関銀行）が破綻に追い込まれ、この銀行の手形割引を行っていた正金銀行神戸支店は滯り貸（35万円）⁽⁵⁾を生じ、この損失を最小限に抑えて返済させることとし（元金5万円を見切り、残額を5年賦、無利子）、その解決を図った。これにつづいて翌93年6月、正金銀行神戸支店は、神戸において主に為替取引業務を行っていたヒュース商会（英國、輸入商）が破綻し、これに遭遇して損失（10余万円）⁽⁶⁾を被ることとなった。

日清戦争終結後、前述のごとく日本資本主義の確立にともない、対外貿易・為替取扱も増大することとなったが、こういう情勢のなかで正金銀行は直輸出商人から為替取扱等の批判を受けることとなった。すなわち直輸出商人は、正金銀行が日本銀行より低利資金を受けているにもかかわらず、本邦（直輸出）商人の手形を容易に買い入れず、一方、外国商人の手形は高く買

い入れる。したがって本邦商人は高利を払わざるをえない状況にある、と正金銀行の経営態度（方針）を批判し、問題としたのである。これをうけて正金銀行（高橋・正金本店支配人）は、信用・安全性を重視する経営方針に基づいて、邦商・外商の区別なく、したがって直輸出業者一般を優遇せず、取引相手（商人）の信用を重視して為替等の取扱を行なうにいたったのである⁽⁷⁾が、その結果として邦商との取引が少なくなり、これにしたがって損失・滞り貸も減少することとなった（第7・8表）。そしてその後の96（明治29）年7月、横浜において製茶の輸出を本業としていた外商・ウィルソン商会が破綻し、この間為替取引の開始に加え、その為替予約に対して巨額の前貸を行っていた正金銀行は、未決済分（4万円余）の損失をだし、回収のメドがたたず、結局、なお全損を余儀なくされることとなった。⁽⁸⁾

また金本位制の実施を数ヶ月後にひかえた97年5月、正金銀行（高橋副頭取）は以前どおり国内・外商を問わず信用・安全性を重視するという正金銀行の経営方針を再確認し、その徹底を図ることとした。この場合、正金銀

第7表 国内貿易業者の輸出入取扱い高 (単位:千円, %)

	輸 出			輸 入		
	総額(A)	国内業者取扱(B)	B/A(%)	総額(C)	国内業者取扱(D)	D/C(%)
1887（明治20）年	52,402	6,555	12.5	44,304	6,939	15.7
1888（〃21）	65,705	7,081	10.8	65,455	11,634	17.8
1889（〃22）	70,060	6,781	9.7	66,103	11,753	17.8
1890（〃23）	56,603	6,123	10.8	81,728	20,694	25.3
1891（〃24）	79,527	8,770	11.0	62,927	15,234	24.2
1892（〃25）	91,102	11,395	12.5	71,326	15,061	21.1
1893（〃26）	89,712	13,654	15.2	86,257	17,353	19.7
1894（〃27）	113,246	20,450	18.1	117,481	35,140	29.9
1895（〃28）	117,842	26,328	22.3	129,260	35,946	27.8
1896（〃29）	163,135	29,565	18.1	171,674	53,002	30.9
1897（〃30）	165,753	44,374	26.8	219,300	80,420	36.7

（注） 古沢紘造「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」、渋谷隆一編『明治期日本特殊金融立法史』、早稲田大学出版部、昭和52年、132頁。

第8表 横浜正金銀行の貸出高

(単位：千円)

	貸付金	滞貸金	当座貸越	外国為替 當座貸	割引手形	利付為替 手形	貸出金 総額
1893(明治26)年	4,800	64	716	333	2,397	2	8,312
1894(27)	3,859	70	768	149	2,957	0	7,803
1895(28)	3,136	100	1,153	6	4,286	0	8,681
1896(29)	6,201	24	2,096	376	6,033	0	14,730
1897(30)	2,120	25	1,661	1,106	9,314	0	14,226
1898(31)	7,736	26	2,475	854	12,727	9,581	33,396

(注) (1)後藤新一『日本の金融統計』、東洋経済新報社、昭和45年、210-211頁。

(2)原資料は、大蔵省編『明治大正財政史 第十五卷』、財政経済学会、昭和13年、45-46頁。大蔵省理財局編『金融事項参考書』(昭和4年調)、170-175頁。

行は営利採算からのみでなく、日本銀行との「外国為替手形再割引制度」をとおした低利資金をもって輸出手形を割引いて輸出貿易を奨励・推進する一方、外貨獲得、正貨準備・維持を果たし、こうした視点にたって邦商を一方的に優遇するのではなく、むしろ国内・外商の交流を図ろうとするものであった、といえる。⁽⁹⁾

そしてこれ以降、97年12月、前述のように上海・香港の金融逼迫を原因とする内外綿糸市場の大不況のもとに本邦紡績業者が苦況に陥り、この際正金銀行は、政府の預入れ資金を綿糸紡績連合会員が綿糸を輸出する場合に荷為替取組に、また上海・香港での融資(綿糸担保、年利6%)にそれぞれ運用することとし、これを翌98年2月から実施することとしたのである。⁽¹⁰⁾

[注]

- (1) 梶西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の発展Ⅰ』、東京大学出版会、1957年、62頁。
- (2) 萩野伸三郎『園田孝吉伝』、1926年、169-170頁。斎藤寿彦「横浜正金銀行の本来の外国為替銀行化過程」、『三田商学研究』第28巻第5号、1985年12月、78頁。
- (3) 横浜正金銀行『横浜正金銀行史』、西田書店、昭和51年、132-134頁。東京銀行『横浜正金銀行全史 第二巻』、東洋経済新報社、昭和56年、69-70頁。

- (4) 横浜正金銀行, 上掲書, 134-135 頁.
- (5) この際, 園田頭取は原六郎取締役から批判（辞職勧告）を受けることとなったが, 園田はこれを強く拒否し, 正金銀行の盛衰はもっぱら国家の保護の厚薄と為替相場の高低に基づいている, という内容の論文「我対外銀行を援助するは國家の任なり」を発表し, 正金銀行は國家の後楯なくしては強大な外国銀行と競争することはとうてい無理（正金銀行と外国銀行の金利の差, 預金額, 利子率など）があり, 政府の援助を受けてはじめて外国銀行に対抗しえるのであり, 国家が日本の対外銀行を保護する必要を協調したのである（荻野仲三郎, 上掲書, 171-182 頁. 斎藤寿彦, 上掲論文, 76 頁.）
- (6) 横浜正金銀行, 上掲書, 143-144 頁. 東京銀行, 上掲書・第二巻, 72-75 頁.
- (7) 斎藤寿彦, 上掲論文, 67-72 頁.
- (8) 東京銀行, 上掲書・第二巻, 79 頁.
- (9) 斎藤俊彦, 上掲論文, 71-72 頁.
- (10) 東京銀行, 上掲書・第二巻, 85-86 頁.

V 為 替

正金銀行の資金運用は, 主に為替取扱業務であり, この間依然として輸出為替の取組が多かったが, 日清戦争後には清国賠償金の回送との関わりのなかで輸入為替の取組を増加させ, 為替取扱い高を増大させることとなった.

すなわち前述したごとく, 正金銀行は 1889 (明治 22) 年 10 月, 日本銀行との間に「外国為替手形再割引」契約を締結し, この制度による低利資金をもって「御用外国荷為替制度」廃止後の外国為替業務を継続することとなったが, 他方で外国為替売買損益の負担が新たに加わることとなった. かくして為替相場変動による損失の回避を迫られた正金銀行は, 同年 11 月, その防止対策としてロンドン支店に為替基 (Exchange Fund, 英貨・50 万ポンド) を設定し, 外国から日本向けの為替売買の際の資金として運用して, その損益を少なくすることとし, 翌 90 年 6 月, ロンドン支店の取引業務 (輸入為替取組)⁽¹⁾ が増加したため, 新たに 60 万ポンド増額することとした.

しかし、先にみたように 90 年恐慌とアメリカの銀買上げ政策の実施にともなう貿易入超を惹起させると同時に、銀本位国・日本の為替相場が激しく変動することとなり、多額の欧米向為替を所有していた正金銀行は巨額の損失（150 万円）を生じ、経営の危機にさらされることとなった。こうした事態のなかで 91（明治 24）年 3 月、正金銀行（園田頭取）は、正金銀行の人事改革の断行につづいて 4 月、正金銀行の外国為替銀行としての方針を確定し、経営の安定をめざした諸改革を強力にすすめることとした。まず 7 月、当面の外国為替変動の損失予防対策にあたることとした正金銀行は、為替売買方針を改正し、同時に為替出合法⁽²⁾を制定し、これをもって為替の出合を取って買持・売持を少なくし、為替変動によって生ずる損失を最小限にとどめることとした。これに加えて正金銀行は、為替の出合を取るための有効な方法として「連合法的営業法」の採用を決定し、これを 11 月 1 日より実行に移すこととした。すなわち正金銀行は、従来外国為替の売買で「分立的営業法」をとっていたが、ここでこれを改め、銀貨国、金貨国の各店間で統轄店を定めてあたることとし、銀貨国は統轄店を横浜本店（同・連合店一神戸支店）とし、金貨国は統轄店をロンドン支店（同・連合店一ニューヨーク・リヨン・サンフランシスコ）に置き、各々金貨店と銀貨店の「連合的営業法」をとることとしたのである。

その後、清国・インド向け貿易の拡大を図るべく検討していた正金銀行は、アジアの経済的要所に出張所（93 年 5 月上海出張所、94 年 12 月ポンペイ⁽³⁾出張所）を設け、貿易金融、金銀為替出合を得て、それぞれ売為替の運用にあたり、「連合的営業法」の充実を図ることとした。この場合、欧米・金本位国において正金銀行は、輸出為替を国内各店で買い取り、この取立てをロンドン・ニューヨーク支店で行い、他方輸入の場合、欧米・インドの輸入為替をロンドン・ニューヨーク・ポンペイで買い取り、これを国内各店で取り立てることとした。そしてアジア・銀本位国においては、正金銀行は、対清貿易を拡大すべく、輸出にあたって輸出為替を国内各店（とりわけ神戸支店）で買い取り、これを上海で取り立てることとした。この結果、正金銀行は、

為替相場の変動の損失を免れ、貿易・為替金融の業務が拡大し、為替取扱高も増大することとなったのである（第9表）。

日清戦争後の95（明治28）年7月、日本の清国への進出を背景として正金銀行は上海出張所を再開させ、これを独立統轄店とし、同時に為替基（銀100両）を置くこととした。そしてこれに加えて12月、正金銀行は為替連合店の組織の変更を行い、為替取引などの関係からサンフランシスコ出張所を新たに独立店とし、これにハワイ出張所を所属させ、翌96年7月から実施に移すこととした。

ところで95年10月、日本政府は清国からの賠償金（第1回目）を受け取ることとなったが、この取寄せにあたって為替相場の変動、現送などの問題に直面し、これが財政・経済上の問題へと発展することとなり、早急なる検討をせまられることとなった。こうした事態のなかで正金銀行は、大蔵大臣の賠償金の日本銀行寄託方針（95年12月）および日本銀行・正金銀行間の寄託金保管、出納事務取扱代理契約（96年2月）に基づき、96年3月、ロンドン支店に日本銀行代理店を開設し、賠償金取寄せの業務を行うこととなった。この場合、正金銀行はできるだけ多くの円資金の確保（正貨吸収）をめ

第9表 横浜正金銀行の外国為替取扱高

（単位：千円、%）

	貿易高		正金銀行為替取扱高			内地各店 外國為替 取扱高
	輸出	輸入	輸出為替	輸入為替	計	
1892（明治25）年	91,103	71,326	21,644(24)	9,828(14)	31,472(19)	41,173
1893（「」26）	89,713	88,257	20,712(23)	17,991(20)	38,703(22)	47,981
1894（「」27）	113,246	117,482	30,397(27)	18,460(16)	48,857(21)	75,258
1895（「」28）	136,112	129,261	28,500(21)	23,942(19)	52,442(20)	80,999
1896（「」29）	117,843	171,674	64,808(55)	46,916(27)	111,723(39)	151,329
1897（「」30）	163,135	219,301	75,101(46)	67,690(31)	142,791(37)	176,511
1898（「」31）	165,754	277,502	59,045(36)	110,797(40)	169,842(38)	256,082

（注）大蔵省編『明治大正財政史 第17卷』、財政経済学会、昭和13年、478-479頁。

横浜正金銀行『横浜正金銀行史』、西田書店、昭和51年、515-517頁。

ざしつつ、為替相場・銀塊相場の変動を生じないようロンドン・横浜間の為替を取り扱う一方、他方でアメリカ・インド・清国（上海）・香港向け振替為替を取組み、賠償金の取寄せにあたらねばならなかつた。そしてまた5月、正金銀行は日本銀行との間に賠償金の回送およびロンドンにおける運用についての契約を締結し、ここに有価証券・金銀・為替の購入、および買入為替の予約などの業務が許可され、正金銀行の業務が拡大することとなり、これに加えて振替為替取組による賠償金回送がロンドン支店の外国為替業務を日・英から諸外国へとその範囲を拡大させることとなつた。⁽⁶⁾ かくして9月、清国・インド貿易が増加するなかで正金銀行は、アジア方面への業務をさらに拡大するため、新たに香港出張所を開設し、これを為替独立店とする同時に、⁽⁷⁾ 為替基（銀50万ドル）を置くこととした。⁽⁸⁾

ところが9月、政府の金本位制採用の決定により賠償金回送も一変し、これ以降取寄せる正貨は金（金貨・金塊・英貨）を中心すすめられた結果、ロンドン市場の金・銀塊相場が大きく変動し、こうした悪条件にもかかわらず正金銀行はこれに対応し、ほどなく賠償金の保管・回送がすすみ、為替業務も増大させることとなつた。また正金銀行は、こうした業務をとおして輸出為替のみでなく輸入為替の領域にも地歩を固め、国内・外の信用を増大させ、大銀行として認められることとなつた。例えば、イギリス銀行はこれまで正金銀行ロンドン支店の預金勘定の開設を強く拒絶しつづけてきたが、この年にいたって一転してそれを快諾したのである。そして97（明治30）年5月、金本位制採用の確定後、日本銀行（岩崎総裁）は金貨吸収、正貨準備・防衛のため輸入防遏、輸出奨励策を主張すると同時に、賠償金の為替回送をめぐってインフレと貿易逆調を激化させるなど経済におよぼす影響を問題としたが、正金銀行（相馬頭取）は、貿易入超のもとで正貨流出がなくて終わったのは賠償金などの資金を為替作用でもって調整したからであるとし、結局政府・大蔵省は賠償金の為替による回送を継続することとした。この後、政府・大蔵省は、賠償金の回送にあたって多額の資金を正金銀行に供与し、正金銀行は第10表のようにこの資金をもって輸入為替の取組を増

第10表 賠償金等の回収と正金銀行の輸入為替取扱高

各省経費 振替払高 ①	日本銀行 へ交付高 ②	交換元渡英貨勘定					
		賠 償 金 等 回 収 高					
		金購入高 ③	銀購入高 ④	賠償金等 ⑤	円換算 ⑥	賠償金のみ ⑦	円換算 ⑧
1896(明治29)年	千ポンド 788	千ポンド 11,400	千ポンド 2,397	千ポンド 2,946	千ポンド 5,502	千円 50,788	千円 5,502
1897(〃30)	3,837	9,100	5,336	145	4,138	40,702	724
1898(〃31)	4,157	9,686	3,841	0	5,870	57,975	4,898
1899(〃32)	3,788	4,561	0	0	3,572	34,849	3,572
	12,570	34,747	11,574	3,091	19,082	184,314	141,133
	交換元渡英貨勘定						
	賠償金等回収高						
	為替取扱高 ⑨	回収高合計 ⑩	英貨残存高 ⑪	賠償金等 回 収 高 合 計 ⑫	正金銀行 の輸入為 替取扱高 ⑬	$\frac{⑥}{⑬} \times 100$ ⑮	平 均 為替相場 (1円に つき)
1896(明治29)年	千円 45,734	千ポンド 10,845	千ポンド 555	千ポンド 11,632	千円 46,916	% 108.3	% 108.3
1897(〃30)	11,114	9,619	36	13,456	67,690	60.1	24.4
1898(〃31)	48,158	9,711	11	13,868	110,797	52.3	24.3
1899(〃32)	34,688	3,572	1,000	7,360	80,766	43.1	24.6
	139,694	33,747		46,316	306,169	60.2	46.1

(注) (1)齊藤寿彦「日清戦争以後における横浜正金銀行の外国為替業務の発展と信用」、『三田商学研究』第28卷第6号、1986年2月、50頁。

(2)原資料は、『明治財政史 第二卷』、377-380、449-473頁。『明治大正財政史 第十五卷』、277-278頁。同書・第十七卷、478-479頁。東洋経済新報社編『日本の景気変動上巻』、1931年、第3篇13章。

大きせることとなった。この結果、正金銀行は対外信用を増大させ、輸入為替の取組が容易になり、ここに貿易・為替金融機関としての地位を確実なものとした。⁽¹²⁾

かくして同年7月、正金銀行（高橋副頭取）は、資金の運用については外國為替または貿易品に限定するという新たな営業方針を打出したのに加え

て、10月、金本位制の実施にともない、新たな事態に対応するため営業方針の改正を行なうこととした。すなわち金本位制の採用によって、欧米・金本位国との金銀塊相場、為替相場の変動が払拭された一方、貿易・為替業務の増大しているアジア・銀本位国との金銀塊相場、為替相場の激変が予想され、ここに正金銀行は、91年11月から採用してきた金貨国、銀貨国各「連合的営業法」を廃止し、新たに国内・外各店に資金を配置して「分立的営業法」⁽¹³⁾をとることとし、翌98年1月からこれを実施するにいたった。

〔注〕

- (1) 横浜正金銀行『横浜正金銀行史』、西田書房、昭和51年、117-118頁。
- (2) 正金銀行は、為替出合法の実施にあたって国内・外支店を金本位国と銀本位国とに区分し、銀貨国各店間の外国為替売買差額を横浜支店へ、また金貨国の各店間のそれをロンドン支店にそれぞれ集中することとした。
- (3) 以上、東京銀行『横浜正金銀行全史 第二巻』、東洋経済新報社、昭和56年、69頁。横浜正金銀行、上掲書、146頁。葭原達之「横浜正金銀行における『連合的営業法』の創設と展開」、『経営史学』第13巻第3号、1979年6月、52-56頁。横内正雄「第一次大戦前における横浜正金銀行ロンドン支店」、東北大学・研究年報『経済学』第46巻第3号、1984年12月、34頁、などを参照。
- (4) 東京銀行、上掲書・第二巻、73頁。齊藤寿彦「横浜正金銀行の本来の外国為替銀行化過程」、『三田商学研究』第28巻第5号、1985年12月、83頁。葭原達之、上掲論文、51-52頁。
- (5) 東京銀行、上掲書・第二巻、75-76頁。
- (6) 高橋是清（上塚司編）『高橋是清自伝（下）』、中央公論社、1976年、79-80頁。
- (7) 小島仁『日本の金本位時代（1897-1917）——円の対外関係を中心とする考察』、日本経済評論社、1981年、50-64頁。東京銀行、上掲書・第二巻、77-78頁。
- (8) 東京銀行、上掲書・第二巻、79-80頁。
- (9) 明治財政史編『明治財政史 第二巻』、吉川弘文館、昭和16年、354頁。
- (10) 横浜正金銀行、上掲書、174-175頁。
- (11) 岩崎家伝記刊行会編『岩崎弥之助伝 上巻』、東京大学出版会、1979年、

583-586 頁.

- (12) 斎藤寿彦「日清戦争以後における横浜正金銀行の外国為替業務の発展と信用」,
『三田商学研究』第 28 卷第 6 号, 1986 年 2 月, 51-54 頁.
- (13) 東京銀行, 上掲書・第二卷, 83-84 頁.

結 語

欧米資本主義列強の東アジア進出を背景とした1890年代, 日本資本主義は確立した。欧米列強の外圧に対抗すべく「富国強兵・殖産興業」を国策とした明治政府は、この国策推進の資金として直接税（地租）および間接税（酒税など）をもっててあり、また近代的貨幣・信用制度の整備・樹立と公債制度の確立を図り、紙幣・整理公債など諸公債を発行して、これをその補完の一翼とすることとした。

さらに日清戦争後においては、政府は戦後政策を改めて国策として推進することとし、この資金を増税（直接税および間接消費税）と新たに清国からの賠償金をもって加え、また金本位制の採用にともなう近代的貨幣・信用制度の成立のなかで、諸公債を預金部・償金部資金および外国の金融市場において起債し、この公債収入をもって補完したのである。

こうしたなかで正金銀行は、国家的対外金融機関として、正貨吸収、輸出増進、日清戦争後にはさらに賠償金の回収とこれに関わる為替取扱業務が加わり、政府（大蔵省）。日本銀行の支援のもとに、これらの業務を遂行することとなった。

しかし90年恐慌後、経営の危機に陥った正金銀行は、綱紀粛正の徹底、経営改革に努め、日本銀行との協調関係のもとに人事機構の再編に取組むとともに、資金運用においては貸出先の倒産などで損失・滞り貸が続出したため財務整理をすすめる一方、他方に信用・安全性を重視する経営方針を決定・実施した。また為替取組の際に為替相場の売買損益の負担が新たに加わり、この予防対策として為替出合法および「連合的営業法」を採用し、為替の取

扱高を増大させた。日清戦争後にはこれに加えて賠償金の回収・為替運用にあたり、またアジア方面へも業務の拡大を図ると同時に、輸入為替の取扱を増大させ、貿易・為替金融機関としての地位を確かなものとした。

一方、こうした経営業務の展開を可能とする原資金の調達は、日本銀行との間の「外国為替手形再割引制度」をとおした低利資金に加えて、当座借越勘定の便宜を得、日清戦争後にはさらに資本金の増額、賠償金の回収に関する寄託金・為替資金などによって、飛躍的に増大させることとなった。

以上、この間の正金銀行の経営制度は、後発日本資本主義の確立期に要請された対外市場の拡大、正貨吸収、さらには賠償金の回収（為替運用）の課題を果たすべく、国家的支援のもとに改革・整備を遂げつつ展開されることとなった。